

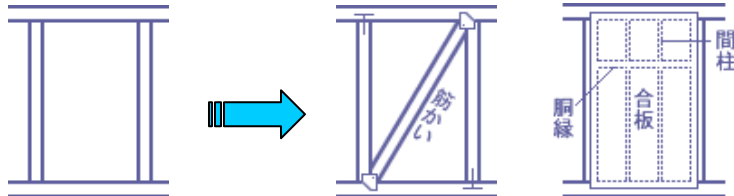
補助の対象となる工事について

1 耐震性を高めるための補強工事

耐震性を高めるために行う、次のような補強工事が補助の対象となります。

(1) 耐震壁の増設又は補強

- ・ 壁を増やし、かつ、つりあいよく配置する。
- ・ 筋交いを入れたり、合板を張って強い壁を増やす。



【(財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」より】

(2) 金物等による補強

- ・ 土台、柱、梁、筋交い等の接合を金物で堅固にする。

(3) 基礎の補強

- ・ 鉄筋コンクリート基礎のひび割れを補修する。
- ・ 無筋基礎を補強する（鉄筋コンクリート布基礎の増打ち等）。
- ・ 玉石基礎等を補強する（足固め、鉄筋コンクリート打設等）。

(4) 屋根等の軽量化

- ・ 瓦屋根を軽量の金属屋根に葺き替える。

(5) その他の耐震性や剛性を高める工事

- ・ 火打梁及び構造用合板等で床面の剛性を高める。
- ・ ボルトの緩み調整、接合部金物の交換や追加補強等により剛性を高める。
- ・ 劣化、シロアリ等による被害のある部材を取り替える（防腐・防蟻措置含む。）。

2 補強工事に伴う内外装工事

補強工事に伴い必要となる、次のような内外装工事が補助の対象となります。

- (1) 床、壁、天井、外壁等の撤去及び復旧（補強する壁から1m以内を原則とする。）
- (2) 耐震補強により取替えを必要とする建具
- (3) キッチンセット、洗面台、便所、浴槽、空調機等の既存備品の取外し、再取付け
- (4) 設備の配管、配線等の切り直し
- (5) 屋根の葺き替え（下地を含む。）及び軒樋の取替え（縦樋は除く。）
- (6) その他の耐震補強に伴い必要となる工事

【注意】 次のような工事は、原則として補助の対象になりません。

- ・ 増築及びリフォーム等、グレードアップによる内外装の復旧